

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



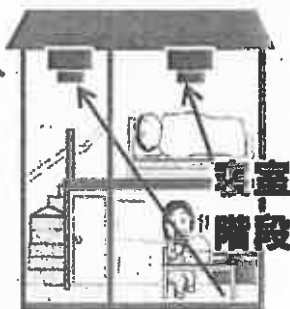
すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
平成23年6月1日から令和5年6月1日で**12年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所（例）

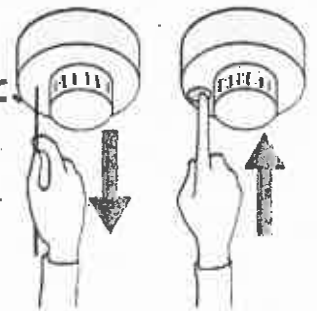
設置が必要な場所は、**寝室・階段等**※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



【 問い合わせ先 】

大崎町役場総務課消防防災係
大隅曾於地区消防組合大崎分署

電話 099-476-1111
電話 099-476-0119

日本人も 外国人も 住み良いまちへ ～ 日本語教室の開催・交流の場づくり ～

【目的と背景】

本町では令和5年4月末時点で419名の外国人が居住し、総人口に占める割合は3.43%となっています。その割合は今後もより高くなるものと予想されます。

日本各地で少子高齢化社会を迎え、全国的にも地域経済を支える人材不足の懸念がより一層強まっている中、本町としても地域と行政が一体となって、外国人にも日本人にも選んでもらえる地域となるような生活環境の整備や異文化の相互理解を進めていく必要があると考えております。

そこで、今年度、大崎町では、以下の取り組みを行います。

① 日本語教室を開催します！

大崎町民の方にも参加いただき、外国人の方とのコミュニケーションをとりながら、お互いに異文化の交流・理解を図りたいと考えています。

② 交流の場づくりをお手伝いいたします！

自治公民館等において、外国人も日本人も一緒になって地域の防災や分別ルールを確認し合ったり、グランドゴルフなどの交流活動等を行う場合に、通訳や運営のお手伝いをしたいと考えています。

～ 企画政策課 共生協働係からのお願い ～

日本語教室や交流の場づくりに興味のある方は下記までご連絡ください。

電話：099-476-1111（内線 221） メール：kyodo@town.kagoshima-osaki.lg.jp

裏面もご覧ください。

令和5年度 大崎町地域にぎわいづくり事業

にぎわいのある地域づくりに取り組む団体に対し、活動費の一部を助成する「大崎町地域にぎわいづくり事業補助金」の対象事業を募集します。補助対象事業等については下記のとおりとなっております。

補助対象事業等	
募集期間	令和5年6月1日（木）～7月14日（金）
補助対象団体	地域づくり協議会，公民分館，自治公民館，特定非営利活動法人
補助対象事業	①地域の魅力を活かし，人や物の交流が図られる事業 ②地域の特産物を活用した商品開発や地産地消につながる事業 ③地域のにぎわいづくりや地域の課題解決に取り組む事業 ④その他，地域住民が一体となってにぎわいを創出する事業
補助金額	補助対象経費の80%以内で，10万円を上限とします。 ※算出額に千円未満の端数がある場合は切り捨てます。
補助対象経費	報償費，旅費，需用費，役務費，使用料及び賃借料，原材料費，備品購入費，その他（事業実施のために必要な経費であって，社会通念上適切であると認められる経費）
申請方法等	

以下①～④の書類を、企画政策課までご提出ください。

- ①大崎町地域にぎわいづくり事業申請書
- ②収支予算書
- ③団体の定款，規約その他これらに準ずる書類の写し
- ④団体の概要調書（組織，構成員名簿等）

※①及び②の様式は，企画政策課または町ホームページで取得できます。

※申請書等は郵送による応募も受け付けますが，できる限り応募団体の代表者など事業内容の分かる方が「役場企画政策課 共生協働係」までご持参ください。

【問い合わせ先】

大崎町役場 企画政策課 共生協働係 Tel. 099-476-1111（内線221）

裏面もご覧ください

人と動物が共生する地域社会の
実現を目指して

室内で
飼いましょう。

不妊・去勢を
しましょう。

迷子札等で
所有者の明示を。

正しく猫を
飼えていますか？

猫も人と同じ、命ある生き物です。

しかし、
身勝手な理由で捨てられてしまったり、
放し飼いや迷子のまま、飼い主が
分からない猫たちも多くいます。

責任をもって、
正しいルールで飼いましょう。

連絡先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課
(鹿児島県動物愛護推進協議会事務局)

猫を飼うときのルール

室内で飼いましょう。



交通事故や病気などの危険から守るために、猫は室内で飼いましょう。猫は環境を整えてあげると、室内でも十分生活できます。また、ふん尿や菜園荒らしなど、周りの人に迷惑をかけないようにすることも飼い主の責務です。

不妊・去勢をしましょう。



健康な猫に手術をするのはかわいそう、と思う方もいるかもしれませんが、産まれた子猫も責任を持って飼うことができるでしょうか。不幸な命を増やさないために不妊・去勢手術をしましょう。また、不妊・去勢手術は、病気の予防やマーキング行為の減少にもなります。

所有者明示をしましょう。



飼い猫だと分かるように、所有者を明示しましょう。開いたドアや窓の隙間から脱走したり、突然の災害で行方不明になることも考えられます。名前や連絡先を書いた迷子札を首輪につけたり、マイクロチップを施すことで、飼い主の元に戻ることができます。

〈お問合せ先一覧〉

※お問合せ受付時間 8:30～17:15

指宿保健所	0993-23-3854	志布志保健所	099-472-1021
加世田保健所	0993-53-2317	西之表保健所	0997-22-0032
伊集院保健所	099-273-2332	歴久島保健所	0997-46-2024
川薩保健所	0996-23-3167	名瀬保健所	0997-52-5411
出水保健所	0996-62-1636	徳之島保健所	0997-82-0149
大口保健所	0995-23-5106	動物愛護センター	0995-44-6301
始良保健所	0995-44-7960	県庁生活衛生課	099-286-2788
鹿屋保健所	0994-52-2113		

ペットを捨てる事は犯罪です。
終生飼養は飼い主の責任です！



回覧

令和5年5月15日

各衛生自治会長 殿

大崎町衛生自治会長

大崎町全集落内ボランティア清掃作業の実施について(依頼)

日頃より本会の活動に対しまして、御理解、御協力を賜りまして心から御礼申し上げます。さて、環境美化活動の一環として、居住地周辺の清掃活動を下記日程にて町内一斉に実施いたします。何かと忙しい時期ではありますが、本趣旨をご理解いただき、貴自治会員への連絡等をお願いいたします。

記

日 時：令和5年5月28日(日) 早朝1時間程度

※当日、都合により実施できない場合は、自治公民館単位で別途日程を設定するなどご無理のない範囲で取り組んでいただきますようお願いいたします。

目 的：清掃活動を通じて地域の子どもから高齢者までの交流を図ることにより、自分たちの安心安全な住環境の構築をめざすことを目的とします。

場 所：集落内道路・自治公民館施設等の清掃など

<作業場の注意>

- ※ 一般・資源ごみ袋は各自で準備をお願いいたします。(袋を準備できない場合は環境対策係までご連絡ください。)
- ※ ポイ捨てされた汚れた物は、必ず一般ごみ袋(青色)で収集してください。
- ※ 粗大ごみや産業廃棄物(バッテリー・タイヤ・農機具類)は収集しません。
- ※ 分別後のごみ袋には自治公民館等の名称を記入し、各収集所の収集日に出してください。また資源ごみが多く回収された自治会は、環境対策係までご連絡ください。
- ※ 作業に当たっては、感染症対策(密集しない、マスク着用、作業後の手洗い等)を充分に行った上で実施いただきますようお願いいたします。

[問合せ先]

衛生自治会事務局：環境政策課環境衛生係 電話 476-1111 (内線161・162)

まもろう。
大切なかぞく
大事なやくそく

犬を飼ったら

登録と狂犬病予防注射を

○狂犬病予防法により、

生後91日以上の子犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

○鑑札と注射済票の犬への装着も義務づけられています。

登録先

●犬を飼い始めるとき

●犬が死亡したら

●住所が変わったら

●犬が行方不明になったら



お住まいの市町村

最寄りの市町村または
保健所・動物管理所

狂犬病 予防注射は なぜ必要 なの？



- 治療がなく、世界で毎年
3万5,000人～5万人が死亡しています。
- 人間を含むすべてのほ乳類が感染し、
一旦発症するとほぼ100%死亡します。
- 世界の多くの国で発生しており
日本に侵入する危険性は常にあります。

●発生状況

アジア地域 16,453人	アフリカ地域 15,165人	中東地域 2,466人	アメリカ地域 294人	ヨーロッパ地域 193人
------------------	-------------------	----------------	----------------	-----------------

出典：WHO Weekly epidemiological record 15 JANUARY 2016, 91th YEAR

大半が
アジアで
発生

費用 (税込)

※2016年度改訂



- 4月～6月までに行われる集団注射の料金です。
- 個別注射の場合は各動物病院へお問い合わせください。

新規登録 手数料 (生涯1回)	狂犬病予防注射 料金	狂犬病予防注射済票 交付手数料
3,000円	2,850円	550円

※市町村により変更になる場合があります

犬はしっかり保定できる人が連れて来てください。

注射前・注射後はできるだけ安静にし、激しい運動は避けてください。

注射後、異常があったらすぐに獣医師会に相談してください。

注射後約2週間は他の予防接種は受けしないでください。

妊娠中または授乳中の犬は予防注射を避け、後日受けてください。

狂犬病
予防注射の
ときの
注意事項

犬を飼育する心得

- ☞ 家族と同様の愛情を持って終生飼いましょう。
- ☞ 犬の放棄・虐待は禁止です。
- ☞ 不幸な子犬が生まれないよう、不妊・去勢手術をしましょう。
- ☞ 散歩中の犬のフンは、飼い主の責任で始末しましょう。
- ☞ 犬が人などを咬んだときは、保健所に届け出ましょう。
- ☞ 犬の放し飼いは、禁止されています。
- ☞ 犬にはしつけが必要です。

市町村

電話

指宿保健所	加世田保健所	伊集院保健所	川蓋保健所	出水保健所
大口保健所	始良保健所	鹿屋保健所	志布志保健所	西之表保健所
鹿久島保健所	名瀬保健所	徳之島保健所		

公益社団法人 鹿児島県獣医師会 ☎099-252-6128

※犬の飼育の有無に関わらず全ての世帯に送付しています。

令和4年度 狂犬病予防注射の実施について

令和4年度の狂犬病予防注射を下記日程で実施いたします。

犬を飼育されている方は、最寄の場所で受けてください。

なお、生後91日以上未登録犬を飼育されている方は登録も実施します。

※集合注射に来られる際は、マスクの着用にご協力ください。



実施期間: 5月28日(土)・29(日)、6月4日(土)・5日(日)

「獣医師宅」でも受けられます。(別途受診料1,000円が必要です。)

令和4年5月28日(土)	
場所	時間
岡別府公民館	8:50 ~ 9:10
持留改善センター	9:20 ~ 9:30
持留郵便局	9:40 ~ 9:50
横内公民館	10:00 ~ 10:20
西持留公民館	10:30 ~ 10:50
下原公民館	11:00 ~ 11:15
中谷迫公民館	11:25 ~ 11:40
档ヶ山公民館	13:30 ~ 13:40
仮宿上公民館	13:55 ~ 14:15
役場玄関前	14:30 ~ 15:00
西井俣公民館	15:15 ~ 15:30
田中運動公園	15:40 ~ 16:00

令和4年5月29日(日)	
場所	時間
高井田公民館	8:50 ~ 9:05
小能公民館	9:20 ~ 9:35
飯隈公民館	9:50 ~ 10:05
老人福祉センター	10:15 ~ 10:30
給食センター	10:40 ~ 10:50
崎園公民館	11:05 ~ 11:15
崎園・永吉運動広場	11:20 ~ 11:30
宮園公民館	11:40 ~ 11:50
日本ハードウェア-芝生広場	13:30 ~ 13:45
JA永吉ビニール加工場	13:55 ~ 14:15
西柳商店前	
大丸小学校プール横	14:55 ~ 15:10
旧東平商店横	15:20 ~ 15:35
下益丸公民館	15:45 ~ 16:00

令和4年6月4日(土)	
場所	時間
上益丸公民館	8:50 ~ 9:10
菱田改善センター	9:25 ~ 10:00
諏訪神社	10:10 ~ 10:30
地応寺公民館	10:40 ~ 11:00
旧宮地土建前	11:10 ~ 11:30
中沖東上公民館	13:30 ~ 13:50
中沖墓地公園	14:00 ~ 14:20
岡下公民館	14:30 ~ 14:50
坂元電機前	15:00 ~ 15:20
中沖消防詰所前倉庫	15:30 ~ 16:00

令和4年6月5日(日)	
場所	時間
釜ヶ宇都公民館	8:50 ~ 9:05
佐土原公民館	9:15 ~ 9:35
曲公民館	9:50 ~ 10:05
立小野消防詰所	10:15 ~ 10:30
福岡公民館	10:45 ~ 11:00
籠谷公民館	13:30 ~ 13:45
水之谷公民館	14:00 ~ 14:15
上別府公民館	14:35 ~ 14:45
立山三叉路	14:55 ~ 15:05
役場野方支所	15:10 ~ 15:30
荒佐照日神社前	15:40 ~ 16:00

【裏面もご覧ください】

※犬の飼育の有無に関わらず全ての世帯に送付しています。

異動等による犬の登録事項の変更や、死亡した場合は、役場に届出をおこなって頂きますようご協力をお願いいたします。



【以下の点に御注意下さい】

1. 当日は会場が大変混みますので、釣り銭がいないようご用意ください。

＜登録料・注射料＞

●新しく登録する犬	登録料・注射料	6,400円
●登録が済んでいる犬	注射料のみ	3,400円

2. 登録が済んでいる犬は、通知書（登録者のみ配布）を必ず持参して下さい。

3. 新規登録は下記の登録申請書に必要事項を記入のうえ届出下さい。

※登録は生涯1回になります。

令和4年度 犬の登録申請書【新規登録用】

自治公民館 ()

住所 大崎町 _____

所有者 _____

連絡先 電話 _____

犬の名前		犬の生年月日	
性別 (○をしてください)	オス メス	体格	
犬種		毛色	
令和4年度登録番号	※記入しないでください		
令和4年度注射番号	※記入しないでください		

【注意】すでに登録済みの方は、通知書（登録者のみ配布）をご提出ください。

※狂犬病予防法の規定で生後91日以上の子犬は、飼育後30日以内の登録が義務付けられています。新しく犬を飼育された時は必ず登録を行ないましょう。

【裏面もご覧ください】

【回覧】

今ならまだ間に合います！ 大崎町集団健診の二次募集のお知らせ



◆定員になり次第、申込みを締め切ります。お早めに電話で予約を！ 《4月28日時点》

	健診実施日	実施場所	予約残り枠
日本健康倶楽部	6月16日(金)	持留改善センター	あと40人
	6月17日(土)	保健センター	※受付終了しました
	6月18日(日)	保健センター	あと30人
	6月19日(月)	野方改善センター	※受付終了しました
	6月20日(火)	中沖地区公民館	※受付終了しました
厚生連	6月23日(金)	保健センター	※受付終了しました
	6月24日(土)	保健センター	※受付終了しました
	6月25日(日)	保健センター	※受付終了しました
	6月26日(月)	菱田改善センター	※受付終了しました
	6月27日(火)	大丸改善センター	あと30人

集団健診は完全予約制のため、必ず申込みが必要です！



受付から検査まで、待ち時間が短くなり、受診しやすくなりました！

- ◆受診票・検尿容器・大腸がん容器等は、健診日の2週間前頃に予約された方の自宅にお送りします。
- ◆1年に1度の健診(検診)が、生活習慣病やがん等の早期発見に役立ちます。

◎申込み先◎

大崎町役場 保健福祉課 健康増進係または国民健康保険係

電話：099-476-1111

申込み期限：5月30日(火)まで

※受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日除く)

【お問合せ先】 大崎町役場 保健福祉課健康増進係・国民健康保険係
電話 476-1111 内線131~136

裏面もご覧ください

< 特定健診・長寿健診・若年健診・各種がん検診一覧 >

健診種別	対象者	健診内容	料金
特定健診	大崎町国民健康保険の40～74歳の方	身体計測 採血 検尿 心電図 問診	無料
長寿健診	7.5歳以上の方, 65歳以上の後期高齢者医療の方		
一般健診	生活保護世帯の方		
若年健診	大崎町国民健康保険の30～39歳の方		

◆特定健診は、社会保険本人は受診できません。

◆特定健診は、社会保険の扶養家族の方は受診できます。受診券と保険証が必要になります。

検診種別	検査内容	料金	対象者
肺がん検診	レントゲン	100円 65歳以上は無料	40歳以上の方 *町民ならどなたでも受診可能
胃がん検診	バリウム造影	900円	
大腸がん検診	検便検査	300円	
腹部超音波検診		1,500円	
前立腺がん検診	血液検査	1,500円	
骨粗鬆症検診	超音波	800円	
肝炎ウイルス検診	血液検査	無料	肝炎ウイルス検診を受診したことのない方 (令和6年4月1日現在で満40歳になる方、または41歳～91歳までの方)
肺がん検診	喀痰検査	600円	50歳以上で検査基準該当者のみ

【検診の料金が免除されます】

①生活保護世帯の方 ②市町村民税非課税世帯の方

検診前日までに減免申請されると『肺がん検診（レントゲン）・胃がん検診・大腸がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診』が無料で受診できます。

裏面もご覧ください

～大切なお知らせ～



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）

②

- 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
であって
- 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 大崎町役場 保健福祉課 こども家庭係

（受付時間：平日8:30～17:15）

099-476-1111（138・139）



3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

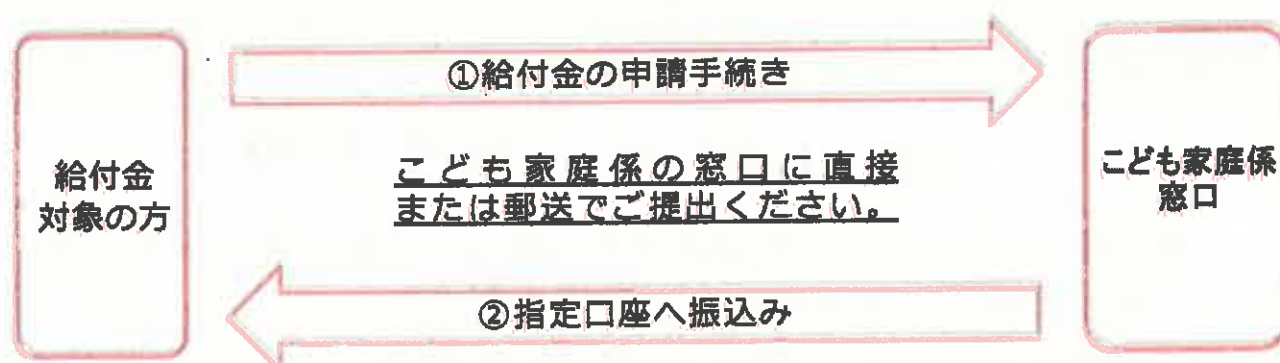
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶ 可能な限り速やかに、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出書を市区町村に提出ください。
- ※ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例、収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに保健福祉課**こども家庭係に直接**、または**郵送**でご提出ください。
必要な書類につきましては、こども家庭係で受け取られるか、町HPにも掲載しておりますので、ご利用ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

回 覧

新型コロナウイルス感染症が5類に移行します

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に移行されたことに伴い、下記のとおり各種対応が変更となりますので、ご確認ください。

外来 発熱患者等の対応	■ 広く一般的な医療機関で対応、順次拡大 医療費等の自己負担あり 新型コロナ治療薬の薬剤費のみ、自己負担なし
入院	■ 医療費の自己負担あり 高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額
宿泊療養	■ 高齢者及び妊婦が対象 食費の実費相当額の自己負担あり
自宅療養	■ フォローアップセンター鹿児島 療養中の相談のみ継続
受診・相談	■ コロナ相談かごしま（発熱時の受診相談等）TEL：099-833-3221 ■ 受診・相談センター（志布志保健所）TEL：099-472-1021
検査体制	■ 医療機関での検査 PCR検査費等の自己負担あり
電解水の配布 PCR等無料検査	■ 電解水の配布、PCR等無料検査は終了

※今後変更になる可能性があります。



← 詳しくは、[鹿児島県ホームページ](#)をご確認ください。

裏面もご覧ください

新型コロナに感染したら ～5月8日以降の対応～

■自宅待機の目安

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際は、以下の情報を参考にしてください。

★外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること
- かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

★周りの方への配慮

- ・10日間は経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください。
- ・発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。

■濃厚接触者の取り扱い

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

■家族が新型コロナにかかった場合

ご家族、同居されている方が新型コロナにかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間はご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をお願いします。

【お問い合わせ先】大崎町役場 保健福祉課 健康増進係 TEL：099-476-1111

介護予防事業等に参加して
ポイントをためて商品券をもらおう



本年度も「高齢者元気度アップ・ポイント事業」を実施しております。
この事業は、高齢者の健康づくりや社会参加を応援するものです。
大崎町が指定した活動に参加すると、ポイントシールがもらえます。
たまったポイントは、大崎町商工会の商品券に交換できます。

※ 介護保険料の未納・滞納がある場合は、商品券は交付できません。

①保健福祉課で
参加登録
ポイントカードをもらう



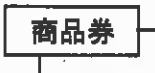
②活動に参加



③ポイントシール
をもらう



④商工会商品券
に交換



⑤商工会商品券
を利用



ポイント数	対象となる活動	
5ポイント	特定健診及びがん検診受診	
5ポイント	認知症サポーター養成講座	
5ポイント	交通安全法令講習会	
2ポイント (各事業上限15ポイント)	一般介護予防事業	ふれあい・いきいきサロン
		いきいきクラブ
		音楽体操
	マスターズプロジェクト推進事業	

※1 下段記載の説明を
※2 お読みください。

ポイントの交換

5ポイントから商品券に交換できます。ためたポイントは、11月又は2月に交換申請をいただき、商品券をお渡します。年間の交換上限は、3,000円となります。

残ったポイントは、翌年に繰り越し出来ません。

ポイント交換例・ 10ポイント(1,000円分の商品券)

27ポイント(2,500円分の商品券)

※500円単位で交換し、端数は切り捨てとなります。

連絡先

大崎町役場 保健福祉課

介護福祉係 本村

476-1111(内線145)

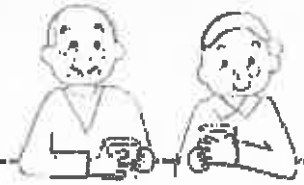
◎ 本事業の対象期限は、令和5年4月1日から令和6年1月31日までとなりますので、ご注意ください。

※1 検診につきましては、集団検診のみが対象となります。個別検診(医療機関での検診)は対象になりません。

※2 キャラバンメイトが開催いたします認知症サポーター養成講座に参加された方が対象となります。

(裏面もご覧ください)

ポイントになる活動



5ポイント(年間1回)

- 特定健診／がん検診(集団健診のみ対象となります。個別検診(医療機関での検診)は対象になりません。)
- 認知症サポーター養成講座(キャラバンメイトが開催いたします認知症サポーター養成講座に参加された方が対象となります。希望される集落・団体がありましたら、介護福祉係にご相談ください。)
- 交通安全法令講習

2ポイント(各事業上限15ポイント)

ふれあい・いきいきサロン

地域の公民館等で開催されています。それぞれのサロンごとに活動内容が工夫されておりあります。

いきいきクラブ

曜日:毎週木曜日
時間:午前9時30分～11時30分
場所:老人福祉センター

高齢者向けの健康体操(筋力をつける体操、柔軟性をつける体操など)

音楽体操

曜日:毎週金曜日
時間:10時30分～12時
場所:老人福祉センター

音楽に合わせておこなうストレッチを組み合わせた体操

地域で行われる医療・介護に関する活動

●日曜おはようセミナー
曜日:毎月第1日曜日
時間:10時～11時
場所:はるびゅうクリニック

さまざまなテーマで、一般の方を対象にした健康の話をしています。

マスターズプロジェクト

時間:9時15分～11時
★老人福祉センター(第2・4火曜日)
★野方活性化センター(第1・3水曜日)
★大丸改善センター(第3火曜日)
★持留改善センター(第2水曜日)

ストレッチ、簡単にできる運動、レクリエーションなど

活動30分につき1ポイント(1日上限2ポイント)

- 介護施設等におけるボランティア活動
- 在宅高齢者等の生活支援に係るボランティア活動

ボランティアに関する問い合わせ・申込は社会福祉協議会まで(476-3663)

◎本事業の対象期限は、令和5年4月1日から令和6年1月31日までとなりますので、ご注意ください。



農作業による死亡事故は年間約300件発生しています！

資料：農林水産省「農業機械事故発生状況」(令和5年4月1日～6月30日)

令和5年 春の農作業安全運動 展開中！

運動期間 令和5年4月1日～6月30日

**鹿児島県・鹿児島県農業機械連絡協議会
鹿児島県農業機械士連絡協議会**

資料：農林水産省「農業機械事故発生状況」(令和5年4月1日～6月30日)

裏面もご覧ください。 ⇒

松くい虫航空防除について

令和5年度松くい虫特別防除に伴う海岸松林航空防除を、下記のとおり実施しますので、危被害防止のため下記の事項等についてご配慮くださるようお知らせします。

記

1 期日及び区域

実施予定日	時 間	区 域
5月30日～ 5月31日 (2日間)	午前5時～10時頃まで	海岸沿いの松林全域 (浜ヶ原集落周辺松林を除く)

※ 天候不順の場合は順延になります。

※ 航空防除実施の有無は、防災無線によりお知らせいたします。

2 目 的 松を枯死させる原因であるマツノザイセンチュウを運ぶマツノダクガミリ虫の発生時期をとらえ防除する。

3 使用薬剤 民有林（海岸側） … MEPMC 剤（スミバインマイクロプロセキ剤） 2.5 倍液
 国有林（国道 448 号線側） … エコワン3プロアブル 7.5 倍液

4 注意事項等

- ① 散布中、散布地区内への人畜等の立入をしないでください。（特に児童生徒の立入に注意）
- ② 散布地区内の人家・畜舎等は農薬の侵入を防止するため、散布中は戸を閉め、戸外に出ないようにしてください。
- ③ 散布地区内の養鰻、漁業者等は漁具を被覆するか、水のかけ流しをしてください。もし漁具等に薬剤がかかった場合は、水等でよく洗い流してください。
- ④ 散布地区内でやむを得ず作業をする場合には、必ずマスクを使用し危被害防止に努めてください。
- ⑤ 自動車等に薬剤が付着しそのまま放置すると、塗装が変色する可能性があるため、散布地区内への自動車等の乗り入れはご遠慮下さい。万一付着した場合は、すぐに水で洗い流してください。やむを得ない場合はシート等で被覆してください。
- ⑥ 飼料作物などは、航空防除前に収穫・貯蔵を行ってください。

大崎の美しい松林を守るため皆様のご協力をお願いします。

問合せ先 大崎町 農林振興課 林務水産係
 担当 美坐・西野
 TEL 099-476-1111 (内線 506)

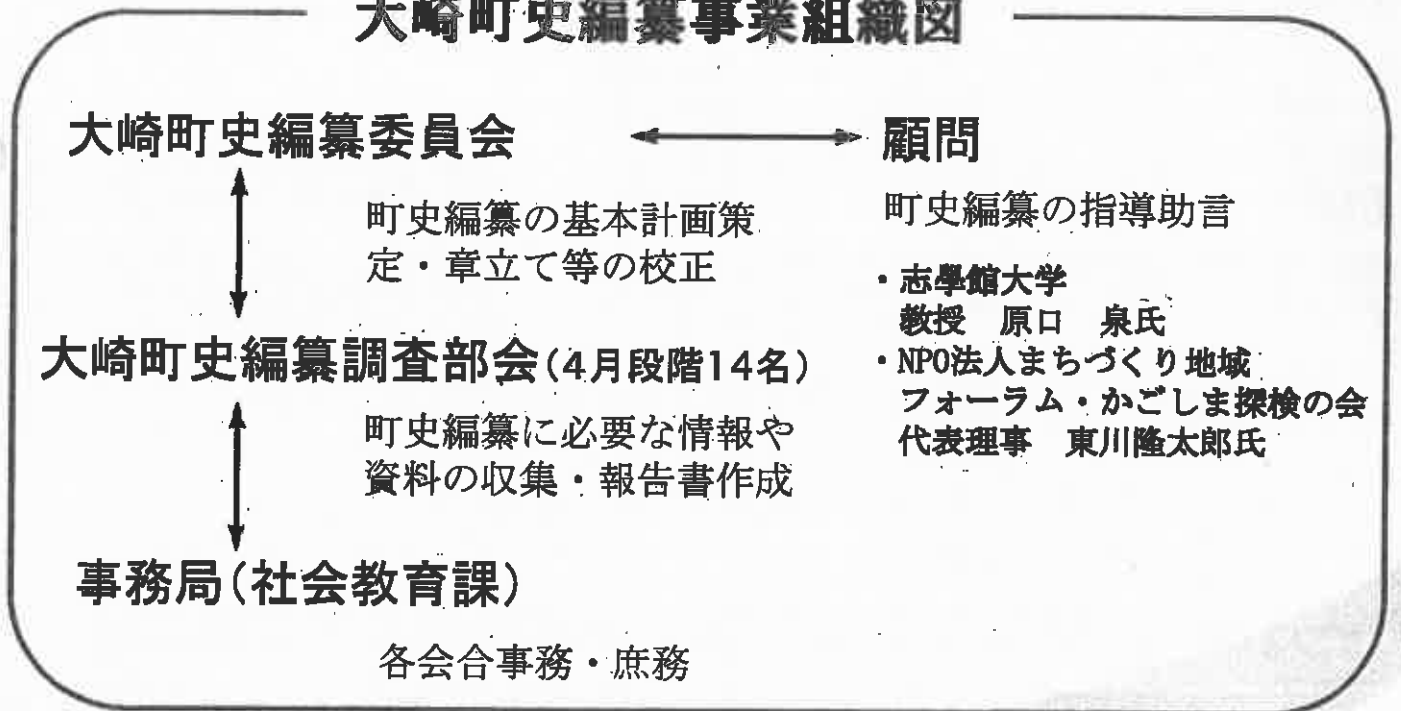
裏面ありますのでご確認ください。

【回覧】(裏面をご覧ください)

大崎町史編纂事業のお知らせとお願い

大崎町教育委員会社会教育課では、太平洋戦争から現代までの歴史・文化・産業等の記録を後世に伝えるため、大崎町史編纂事業をすすめています。

大崎町史編纂事業組織図



調査員は、各分野ごとに分かれて町史編纂に必要な情報や資料収集の実務を担っていただいています。

つきましては、右の名札(黄色)を持った調査員が、町民の皆様に取り等々の調査に来られた際には、ぜひご協力をお願いいたします。

また、大崎町編纂事業についてご不明な点がございましたら下記の連絡先にお問い合わせください。

大崎町教育委員会
大崎町史編纂調査部会
調査員
おおさき たろう
大崎 太郎

↑調査員名札

問い合わせ
大崎町教育委員会社会教育課
文化公民館係 内村・大野
TEL 099-476-1111(内線421-422)

【回覧】 (裏面をご覧ください)

大崎町中央公民館2階ロビー の利用について

大崎町の文化振興を図るため、大崎町中央公民館2階ロビーを展示コーナーとして開放いたします。

個人・団体問いません。大崎町の文化振興に意欲のある方は、ぜひ積極的なご利用をお願いいたします。

展示場所：大崎町中央公民館2階ロビー

展示期間：最大2カ月

申込方法：大崎町中央公民館1階事務所（社会教育課）

※申込書をご提出後、展示内容等を確認させていただきます。

展示方法：展示に必要なパネル・フック等は貸し出します。

展示者が個人の備品を搬入しても構いません。

その他：展示物の破損・盗難等は、原則展示者の責任となりますのでご了承ください。



←文化祭での展示の様子

問い合わせ

大崎町教育員会社会教育課
文化公民館係 内村・大野

Tel.099-476-1111

(内線421・422)